

報告第 6 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 23 年 6 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
130	20. 9. 30 平成20年 第3回足立区 議会定例会で 承認130号	雪見橋架替工事 [株式会社エム・テック]	① 432, 600, 000			新橋の早期完成を目指し、 仮橋の設置工法を鋼杭基礎 覆工板工法からタイロッド 式矢板締切盛土工法へ変更 したことによる。
285	21. 6. 26 平成21年 第3回足立区 議会定例会で 承認285号	(20. 10. 15 社名変更承認。合併により興進建設株式会社から社名変更)	② 424, 362, 750 ③ -8, 237, 250	-1. 9		
5	22. 3. 29 平成22年 第2回足立区 議会臨時会で 承認5号		② 428, 283, 450 ③ 3, 920, 700	1. 0		工期短縮と仮設費の削減、 購入土の有効利用のため、 架設構台及び仮歩道橋の設 置工法を鋼杭基礎覆工板工 法から仮橋の施工で実績の あるタイロッド式矢板締切 盛土工法へ変更したことによる。
14	22. 8. 31 平成22年 第4回足立区 議会定例会で 承認14号				①H20. 10. 1～ H22. 10. 29 ②H20. 10. 1～ H23. 3. 25	①既存信号機を活用できる 位置に仮歩道橋を予定して いたが、地元住民からの要望 により、仮歩道橋の位置 を変更したことによる。 ②橋台基礎杭の設置予定部 分に河川構造物があることが 判明し、基礎杭の設置位置 の変更が必要になったこと による。 ③隣接する花畑川護岸散策 路工事の距離延長に伴い、 工期日数の増加が必要に なったことによる。
	23. 3. 24		② 445, 005, 750 ③ 16, 722, 300	3. 9		①橋の施工を河川内で行う ために、前後を堰き止める 必要があり、その材料を下 水道局中川プラントの発生 土を予定していたが、下水 道局の都合により提供を受 けられないので、大型土の うから鋼矢板に変更したこと による。 ②地元要望による舗装面積 の増、ふるさと桜オーナー 制度になる高木の増及び高 木桝の設置等を追加したこと による。

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
100	21. 6. 24 平成21年 第2回足立区 議会定例会で 承認100号	補助第258号線綾瀬川 橋梁整備工事 [大日本・エム・テック 建設共同企業体]	① 1,060,500,000			護岸工事のため、河川から 船舶の回航ができなくな り、組立台船での施工に変 更したことによる。
5	22. 3. 25 平成22年 第2回足立区 議会臨時会で 承認5号		② 1,042,563,900 ③ -17,936,100	-1.7		
	23. 3. 28		② 1,101,119,250 ③ 58,555,350	5.6	①H21. 6. 25～ H23. 7. 29 ②H21. 6. 25～ H23. 12. 22	【金額変更】 ①護岸工事において、河川 から船舶の回航ができなく なり、組立台船での施工に 変更したこと、および河川 の土運搬が回航不能となっ たため、浚渫土処分先を変 更したことによる。 ②河川管理者の指示による 暫定護岸形状の変更、およ び下水道局との協議による 道路雨水収容のための下水 道本管布設工を追加したこ とによる。 ③用地買収完了に伴う切り 回し道路の整備等を追加し たことによる。 【工期変更】 ①着工前に完了予定であっ た橋梁工事に支障となる上 下水道管・電柱移設の工事 が大幅に遅れたことによ る。 ②河川管理者からの変更指 示、および当初、軽微な回 線とされていた既設護岸に 添架されている国交省光 ケーブルが重要回線路線で あることが判明したため、 協議・仮移設に相当の時間 を要したことによる。